

令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容【表の見方】

次の内容は「一次選抜」、「二次選抜」等の表の見方についてまとめたものです。
「連携型中高一貫教育に関する選抜」及び「通信制の課程の選抜」についても、この見方に準じます。

1 「高等学校名」「学科【コース】」「入学定員」

ここに記載されている「高等学校名」及び「学科【コース】」は令和6年8月9日現在のものです。
令和7年度の入学定員は現時点で未定のため、「入学定員」の欄は全て「-」になっています。

2 一次選抜

(1) 特色枠による選抜

- ① 特色枠による選抜を実施しない高等学校、課程、学科等については、「特色枠による選抜」の欄が全て空白になっています。
- ② 「定員枠」の「割合(%)」の欄の数字は、入学定員に対する特色枠による選抜の定員の割合を示しています。
ただし、秋季入学のための選抜を実施する学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）については、入学定員から秋季入学のための選抜の定員を除いた人数、連携型高等学校については、入学定員から連携型中高一貫教育に関する選抜の合格者数を除いた人数、併設型高等学校については、入学定員から併設型中学校からの入学予定者の数を除いた人数に対するものとしします。
- ③ 「学力検査」の欄の●は、その教科が50点（併設型高等学校は、高等学校長が定めた配点）満点であることを示しています。
数字は、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を示しています。例えば「2倍」の場合は、その教科が100点満点であるという意味です。
一般学力検査に替えて、自校作成問題による学力検査を実施する場合には、備考欄に該当教科を記載しています。
- ④ 「調査書」の欄の●は、その教科が25点満点であることを示しています。
数字は、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を示しています。例えば「2倍」の場合は、その教科が50点満点であるという意味です。
- ⑤ 「自己表現」の欄の数字は、各高等学校の配点を示しています。
配点は、検査官一人当たり15点満点で、学校があらかじめ定める自己表現の検査官の人数（2～3名）に応じて定められます。
例えば、検査官の人数が2名の場合には、30点満点となります。
- ⑥ 「学校独自検査」の欄の●は、「面接」、「作文」、「小論文」、「実技検査」、「一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題による学力検査」、「その他の検査」を実施することを示しています。
「学力」の欄に●がある場合には、備考欄に該当教科を記載しています。
「他」の欄に●がある場合には、備考欄に具体的な実施内容を記載しています。
- ⑦ 「比重」の欄の数字は、学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点の比重の割合を定め、それぞれの配点をその割合により換算した点数を示しています。
学校独自検査を実施しない場合には、1,000点満点となります。
学校独自検査を実施する場合には、1,100点満点又は1,200点満点となります。

(2) 一般枠による選抜

- ① 「定員枠」の「割合(%)」の欄の数字は、「特色枠による選抜」の②と同様です。
- ② 「学力検査」、「自己表現」及び「学校独自検査」については、「特色枠による選抜」の③、⑤及び⑥と同様です。
- ③ 「比重」の欄の数字は、一般枠による選抜における学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重（6：2：2）に対する学校独自検査の配点の比重の割合を定め、それぞれの配点をその割合により換算した点数を示しています。
学校独自検査を実施しない場合には、1,000点満点となります。
学校独自検査を実施する場合には、1,100点満点又は1,200点満点となります。

3 二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施します。

- ① 「自己表現」及び「学校独自検査」については、一次選抜の「特色枠による選抜」の⑤及び⑥に準じます。
- ② 「比重」の欄の数字は、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点の比重の割合を定め、それぞれの配点をその割合により換算した点数を示しており、1,000点満点となります。

4 独自の提出書類

「独自の提出書類」の欄の●は、学校独自の提出書類があることを示しています。具体的な提出書類は、入学者選抜実施内容シートの「特記事項」の「学校独自提出書類」の欄を確認してください。

5 その他

「その他」の欄の●は、学校独自のその他の特記事項があることを示しています。具体的な内容は、入学者選抜実施内容シートの「特記事項」の「その他」の欄を確認してください。

